

印南町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

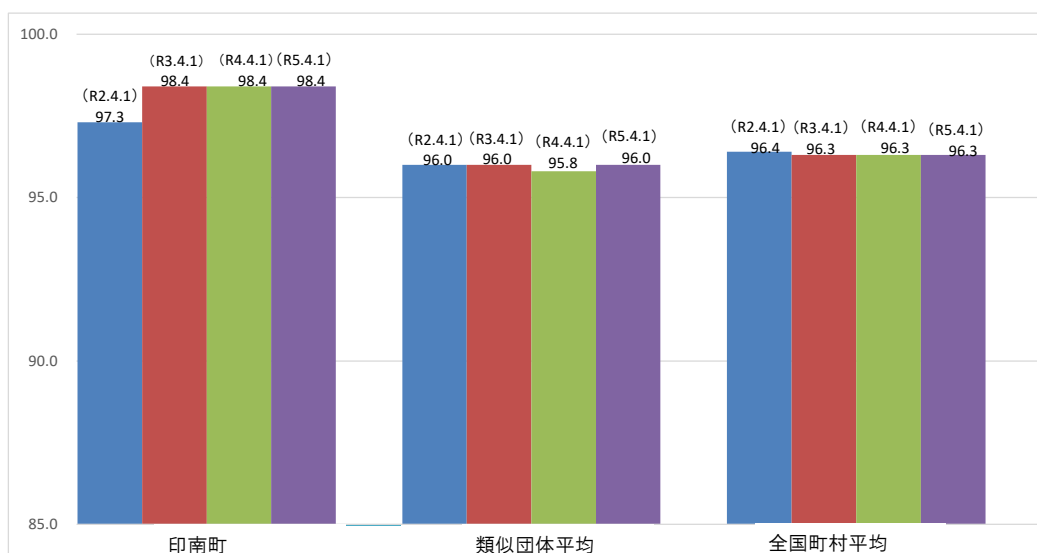
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	人 7,915	千円 6,823,069	千円 183,175	千円 716,041	% 10.5	% 10.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
令和4年度	人 80	千円 232,496	千円 29,066	千円 88,584	千円 350,146	千円 4,376	千円 5,523

- (注) 1 職員手当は退職手当を含めず扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、超過勤務手当および管理職特別勤務手当を合計したもの。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。(臨時職員含む。教育長除く)
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が印南町と類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

退職者及び採用者の増減等による変動、また、階層構造の変動があったため

(4) 給与制度の総合的見直しについて

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直しの内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については引下げなし。高齢層については最大4%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② その他の見直し内容

--

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
印南町	34.6 歳	256,826 円	277,637 円	271,886 円
和歌山県	42.9 歳	320,113 円	403,878 円	358,163 円
国	42.4 歳	322,487 円	- 円	404,015 円
類似団体	41.2 歳	299,802 円	357,065 円	328,615 円

② 技能労務職

※該当職員無し。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分		印南町	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	202,400 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	170,900 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	261,866 円	321,244 円	360,550 円	401,000 円
	高校卒	247,633 円	0 円	344,300 円	388,000 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

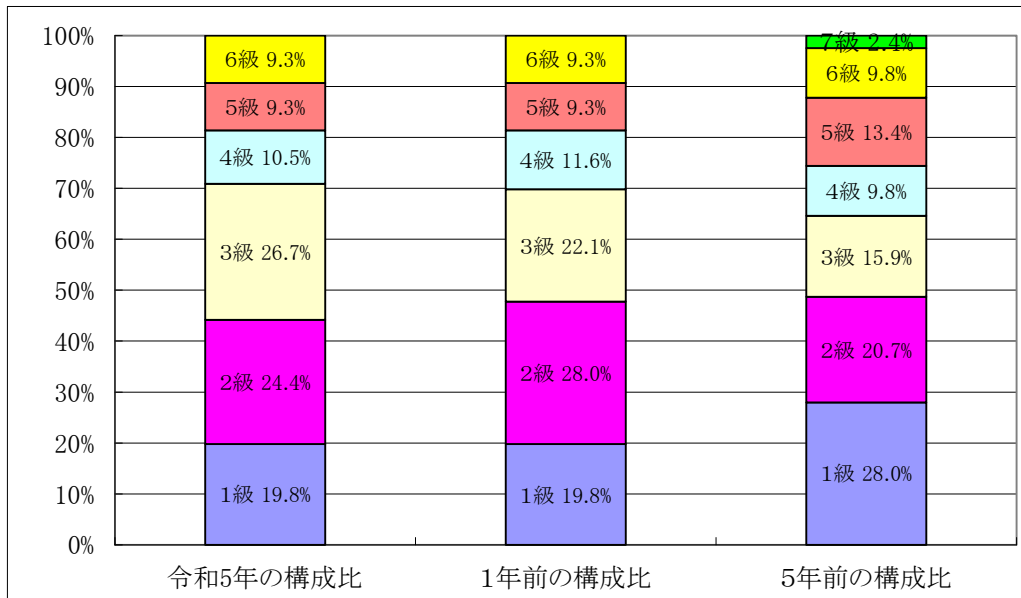
空欄は該当職員が無いため。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

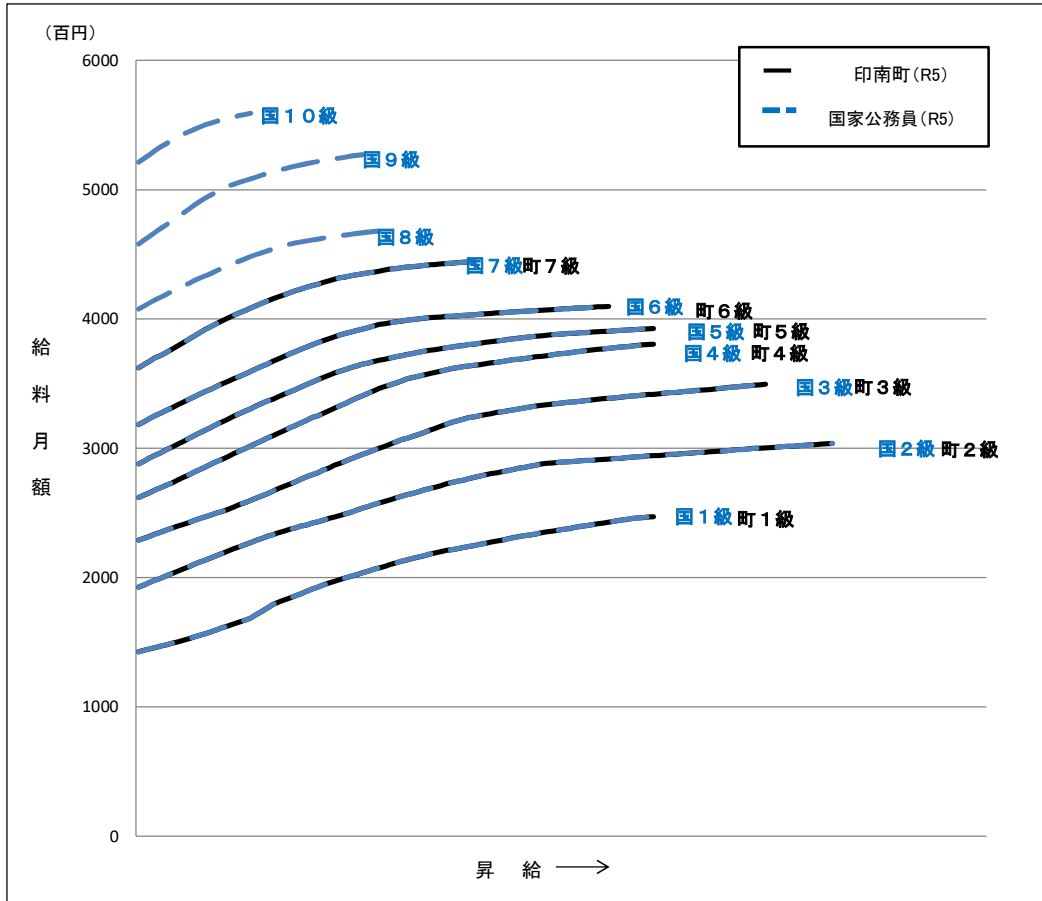
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	参事	0 人	0.0 %	円 365,500	円 446,200
6 級	課長	8 人	9.3 %	円 323,100	円 411,300
5 級	副課長・主幹	8 人	9.3 %	円 295,400	円 394,000
4 級	課長補佐	9 人	10.5 %	円 271,600	円 382,000
3 級	係長・主任	23 人	26.7 %	円 240,900	円 351,000
2 級	主査	21 人	24.4 %	円 208,000	円 305,200
1 級	主事	17 人	19.8 %	円 162,100	円 249,000

- (注) 1 印南町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 臨時職員は含んでいない。



(2) 国との給料表カーブ比較〔行政職(一)〕(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日までの運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

印 南 町	和 歌 山 県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,107 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,612 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%、10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20% 管理職加算10%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20% 管理職加算10%~25%

○ 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

印 南 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2%~45%			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2%~45%		
退職手当の調整額 在職した職務の級に応じた定額の60月分			退職手当の調整額 在職した職務の級に応じた定額の60月分		
(退職時特別昇給 無)			(退職時特別昇給 無)		

(3) 地域手当

和歌山市内へ勤務の場合、給料、扶養手当及び管理職手当の合計額の6%を支給

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

(注) 特殊勤務手当は、平成22年4月1日から廃止しています。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	9,697 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	156 千円
支給実績(令和3年度決算)	6,623 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	107 千円

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円	同	-	7,443 千円	297,720 円
	・子 10,000円 ・満15歳から満22歳までの子 5,000円加算				
	・配偶者、子以外の扶養親族 6,500円				
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃に応じて支給。 最高限度額 27,000円	同	-	2,657 千円	204,384 円
通勤手当	交通機関利用者には、その運賃等相当額を支給。	異	交通用具使用者の通勤距離が片道3kmのとき、1km毎800円加算。	2,910 千円	69,285 円
	交通用具等使用者に、片道3km以上のとき、1km毎に800円を加算した額を支給。				
管理職手当	参事 月額45,000円 課長 月額40,000円 副課長 月額25,000円 主幹 月額15,000円	異	参事 月額45,000円 課長 月額40,000円 副課長 月額25,000円 主幹 月額15,000円	5,220 千円	326,250 円

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区分	給料	月額	
		料	額
給料	町長	720,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 860,000 円 / 518,500 円
	副町長	(-) 円	700,000 円 / 456,000 円
		(-) 円	
報酬	議長	300,000 円	400,000 円 / 230,000 円
	副議長	(-) 円	314,000 円 / 182,000 円
	議員	(-) 円	290,000 円 / 165,000 円
期末手当	町長	(令和4年度支給割合)	
	副町長	2.55	月分
退職手当	議長	(令和4年度支給割合)	
	副議長	2.55	月分
備考	町長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副町長	720,000円×在職月数×0.433	14,964,480円 任期毎
		590,000円×在職月数×0.258	7,306,560円 任期毎

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

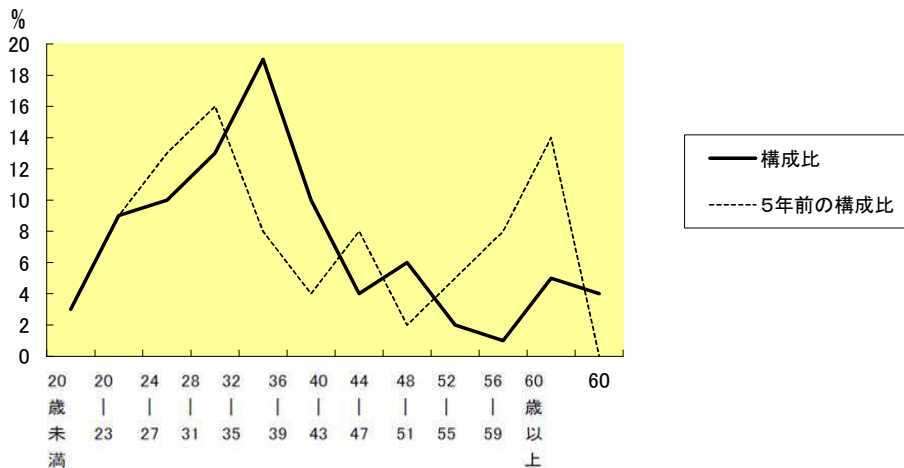
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和4年	令和5年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	22	22	0	
		税務	7	7	0	
		民生	16	17	1	
		衛生	7	7	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	5	5	0	
		商工	1	1	0	
		土木	12	11	-1	
	小計	72	72	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 90.97 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 141.38 人	
	教育部門	8	8	0		
消防部門						
小計	80	80	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 101.07 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 168.75 人		
公営企業等 会計部門	水道	1	1	0		
	下水道	0	0	0		
	その他	5	5	0		
	小計	6	6	0		
合 計	86 [140]	86 [140]	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 人		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を除く。)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 3	人 9	人 10	人 13	人 19	人 10	人 4	人 6	人 2	人 1	人 5	人 4	人 86

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	30年	元年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		66	70	69	70	72	72	9.1 %
教育		17	17	8	8	8	8	△ 52.9 %
公営企業等会計計		7	7	7	6	6	6	△ 14.3 %
総合計		90	94	84	84	86	86	△ 4.4 %

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

■水道事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に占める職員 給与費率
令和 4年度	千円 206,500	千円 △67,776	千円 8,492	% 4.1	% —

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は含まない。

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和 4年度	人 1	千円 4,350	千円 933	千円 1,836	千円 7,119

(注) 1 職員手当は退職給与金を含まない。

2 職員数は令和3年3月31日現在の人数である。

(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村水道平均 一人当たり給与費
千円 7,119	千円 6,017

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
印南町	43.0 歳	402,000 円	582,889 円
団体平均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

印南町	団体
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,836 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,621 千円
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3級、4級 5% 5級以上10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20% 管理職加算 10%~25%

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

印 南 町			自 己 都 合		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2%~45%			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2%~45%		
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額の60月分		退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額の60月分	
(退職時特別昇給	無)		(退職時特別昇給	無)	

ウ 地域手当

和歌山市内へ勤務の場合、給料、扶養手当及び管理職手当の合計額の6%を支給

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

(注) 特殊勤務手当は、平成22年4月1日から廃止しています。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	241	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	241	千円
支給実績(令和3年度決算)	216	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	216	千円

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円	同	-	418 千円	418,000 円
	・子 10,000円 ・満15歳から満22歳までの子 5,000円加算				
	・配偶者、子以外の扶養親族 6,500円				
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃に応じて支給。最高限度額27,000円	同	-	- 千円	- 円
通勤手当	交通機関利用者には、その運賃等相当額を支給。	同	-	57 千円	57,000 円
	交通用具等使用者に、片道3km以上のとき、1km毎に800円を加算した額を支給。				
管理職手当	参事 月額45,000円 課長 月額40,000円 副課長 月額25,000円 主幹 月額15,000円	同	-	180 千円	180,000 円